

ブルガリア

意匠規則

2000年2月1日第9号改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 出願の起草及び提出

第1節 出願

第3条

第2節 出願の要件

第4条

第5条

第6条

第7条

第3節 代理

第8条

第3章 審査

第1節 方式審査

第9条

第10条

第11条

第2節 実体審査

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第3節 決定

第17条

第18条

第4節 取下，限定及び変更

第19条

第20条

第4章 工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定に基づく意匠の出願及び登録

第21条

第22条

補則

1節

2節

経過規定及び最終規定

3 節

4 節

5 節

第1章 総則

第1条

本規則は、工業意匠登録の出願(以下「出願」という。)の起草、提出及び特許庁による審査の手續に適用される。

第2条

出願は、1 又はいくつかの意匠を対象とすることができる。出願がいくつかの意匠を対象とする場合は、意匠が組み入れられる製品又は意匠が適用される製品は、次の何れかに属する。

1. ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の同一の類
2. 同一の組物
3. 同一の構成物品

第2章 出願の起草及び提出

第1節 出願

第3条

- (1) 出願は特許庁に提出するものとし、直接に、郵便により又はファックスにより提出することができる。
- (2) 出願をファックスにより提出する場合は、ファックスの受領後1月以内に原本が特許庁により受領されなければならない。

第2節 出願の要件

第4条

- (1) 出願には、次の書類を含めるものとする。
 1. 登録願書
 2. 意匠表示の写
 3. 手数料の支払を証明する書類
 4. 出願が工業意匠に関する法律(以下「意匠法」という。)第5条に基づく国内の産業財産代理人(以下「代理人」という。)により提出される場合、委任状
 5. 条約上の優先権を主張する場合、優先権証明書
 6. 出願人が選択する場合、意匠の具体的特徴についての簡潔な記述(100語以下)
- (2) 提出書類は、ブルガリア語によるものとする。ブルガリア語以外の言語による場合は、意匠法第31条(2)に基づいて付与された出願日は、ブルガリア語の翻訳文がその日の後3月以内に提出されることを条件として維持される。優先権証明書の翻訳文は、必要な場合、特許庁の請求に基づいて提出する。

第5条

登録願書は、特許庁の該当標準様式を用いて1通を提出するものとし、かつ、次を含めなければならない。

1. 出願人を特定する情報
 - a) 出願人が自然人である場合は、出願において、出願人のフルネーム、国籍国又は永住国及び住所を表示する。
 - b) 出願人が法人である場合は、出願において、出願人の名称及び種類、法的登録に基づく本部及び管理部の住所並びに真の商業又は生産事業を有する国を表示する。
2. 代理人(いる場合)を特定する情報 名称及び住所
3. ブルガリア共和国における通信宛先 出願人又は代理人が示した通信宛先。宛先が示されない場合は、通信は、出願で最初に挙げた出願人の住所に送付する。出願人が複数である場合は、共通の通信宛先を示すことができる。
4. 該当する場合、優先権の主張。条約上の優先権を主張する場合は、先の出願の日及び国を記載し、国内出願優先権を主張する場合は、その受付(incoming)番号を記載する。
5. 意匠の創作者の名称及び住所

6. 保護を求めている意匠の数
7. 意匠が組み入れられる製品又は意匠が適用される製品の一覧。ロカルノ協定に基づく国際意匠分類による分類指標を表示する。
8. 意匠の表示
9. 提出した表示の一覧
10. 出願に付随する書類の一覧
11. 意匠を登録する出願人の意思の明白な宣言を表示する登録の請求
12. 出願人又は代理人の名称及び署名。出願人が法人又は個人営業主(private trader)である場合は、願書に署名した者の地位を記載し、捺印するものとする。

第6条

- (1) 意匠又は意匠が組み入れられる製品若しくは意匠が適用される製品の表示においては、主図(principal view)¹及び保護を求めている意匠の明確、完全かつ詳細な開示のために必要な数の追加的な図により意匠を示す。各表示において、図の種類、たとえば「主図」、「背面図」、「平面図」等を示すものとする。
- (2) 出願にいくつかの意匠が含まれる場合は、(1)により、各意匠又は意匠が組み入れられる製品若しくは意匠が適用される製品を表示する。
- (3) 製品は、通常用いられる形で示されなければならない。閉めたり、折ったり、変形したりなどすることが可能な製品は、開いた形(たとえば冷蔵庫、電話ボックス)又は組み立てた形(たとえば台所器具、真空掃除器)で示さなければならない。
- (4) 組物又は構成物品の場合は、組物又は構成物品の(1)による表示においてその全体を示さなければならない。出願人が希望する場合は、組物又は構成物品の中の各物品の表示を行って差し支えない。
- (5) 出願が包装にかかわるものである場合は、包装する物品を除いて表示しなければならない。この場合、包装の手順も表示することができる。
- (6) 写真による表示は、一様の光により、無地(neutral)の背景で、余計な物が入っていないものでなければならない。グラフィック表示は、鮮明で、実線を引いたものでなければならず、かつ、意匠又は意匠が組み入れられる製品若しくは意匠が適用される製品を遠近法で示すものでなければならない。
- (7) 色彩を主張する場合は、色彩で表示しなければならない。
- (8) 各意匠又は意匠が組み入れられる製品若しくは意匠が適用される製品にかかる表示は、主図から始めてアラビア数字で連続番号を付する。意匠又は製品を追加的な図により示す場合は、番号には、最初の意匠又は製品についてはたとえば1.1, 1.2等の、2番目の意匠又は製品については2.1, 2.2等の点で分離した2つの数字を用いるものとする。
- (9) 表示の寸法は、3/4cm以上、14/24cm以下とする。
- (10) 願書には、各表示の写2通を添付する。色彩表示の写は白黒でも差し支えない。表示の写の裏面には、番号、製品の名称及び表示の種類(「主図」、「背面図」、「平面図」等)を記載する。

第7条

- (1) 特許庁に宛てる通信には、出願の受付番号(incoming number)及び出願人又は代理人の署

名を付さなければならない。

(2) ファックスで送付した通信は、ファックスの受領の日から 1 月以内に特許庁が原本を受領した場合に、受領されたものとみなされる。

(3) 出願人の行動について期限を付した発信通信は、その受領日を証明する配達通知書を付して送付しなければならない。配達通知書にそのような日が示されていない場合は、受領郵便局の消印の日付を受領日とみなす。

第 3 節 代理

第 8 条

(1) 閣僚会議の 1993 年条令第 137 号により制定された産業財産代理人に関する規則(1993 年官報第 65 号で公告。1994 年第 86 号及び 1997 年第 41 号の改正)の(3)に基づいて委任された代理人又は特許専門家がいない場合は、出願に委任状を付さなければならない。出願人が複数であってその 1 人がブルガリアの自然人又は法人である場合は、代理人に対する委任は義務付けられない。その場合は、ブルガリア共和国内の通信宛先を示すことが義務付けられる。

(2) (1)に基づく委任状には次の事項を記載するものとする。出願人の名称及び住所；特許庁の登録簿に登録されている公認工業意匠代理人の名称及び住所；出願の受付番号(incoming number)及び日付；出願人又は代理人の署名；委任日及び法人の印。委任された者が専門家である場合は、委任状には、労働契約の日付及び番号も表示するものとする。

(3) 出願人は、特許庁の標準様式又は他の何れかの様式を用いて委任状を提出することができる。

(4) 委任状がブルガリア語以外の言語で作成されている場合は、ブルガリア共和国外務省領事部において公証されなければならない。ただし、相互主義に基づいて公証を要さない場合はこの限りでない。

(5) 委任状によりいくつかの出願について代理人に委任する場合は、各出願について委任状の写 1 通を提示しなければならない。かかる写が原委任状の真正の謄本であることの証明は、代理人の署名による。

(6) 代理人を再度委任する場合、委任に際しては、代理人に委任した者が委任する権限を有することを証明しなければならない。この書類又はその認証謄本を(5)により代理人の委任状に添付するものとする。

(7) 委任を撤回する意図を有する場合は、書面によりしかるべく特許庁に通知しなければならない。

(8) 出願の取下には、特別の委任を要する。

第3章 審査

第1節 方式審査

第9条

(1) 特許庁に提出された書類は、出願日を付与する目的で、意匠法第31条(2)の規定を満たしているか否かについて、方式審査部における審査を受ける。

(2) (1)の下で出願が要件を満たす場合は、受付番号(incoming number)及び出願日を意匠受付登録簿に記録し、出願人にその旨をしかるべく通知する。

(3) (1)の下で要件を満たす出願がファックスにより提出され、かつ、第3条(2)にいう期間の満了後に原本を受領した場合は、特許庁が原本を受領した日が出願日とみなされる。

(4) (1)の要件を満たさない場合は、出願番号を付与せず、受領した書類は特許庁に保管されている普通登録簿に記録し、その後出願人に戻す。

第10条

(1) 出願日が付与された出願は、次の事項に関して方式審査部において審査する。

1. 出願人が意匠法第2条にいう要件を満たしているか否か
2. 意匠法第32条にいう書類及びその中の情報が利用可能であるか否か
3. 意匠法第33条の要件に関連する国際意匠分類に基づく分類インデックス
4. 表示の一覧、提出された表示の数及びその写が合致するか否か

(2) 方式審査官は、支払書類に基づく出願手数料、審査手数料及び優先権手数料の金額が意匠法第6条に基づき特許庁が徴収した料金表に規定される金額と合致するか否かについても検査する。方式審査官は、この書類に基づいて、料金支払伝票を作成し、出願ファイルに入れる。伝票には、受付番号、支払が行われた料金項目、支払料金、支払書類の番号及び日付を記載する。

(3) (1)及び(2)の下で不足額がある場合は、出願人にその旨を告げ、不足額を埋めるために3月の猶予を与える。

(4) 出願人が応答せず若しくは(2)に規定する期間内に不足額を埋めない場合又は正当な根拠のない異議を申し立てる場合は、方式審査官は、出願手続停止の決定を行う。

(5) 願書に表示された代理人が代理人登録簿に記録された工業意匠有資格者であるが第8条(2)及び(4)に基づいて作成された委任状により委任を受けていない者であること、第1項目による登録簿に記録されていない者であること又は所定の委任状を有さない第8条(2)にいう特許専門家であることが証明される場合は、方式審査官は、出願人又は代理人に対し、(3)にいう期間内に瑕疵を補正するよう促す。意匠法第5条(2)にいう義務的代理の場合に瑕疵が除去されない場合は、方式審査官は、手続停止の決定を行う。出願人がブルガリア共和国に恒久的住居又は主たる営業所を有する場合は、手続は継続し、通信は出願人に宛てられる。

(6) 方式審査官が優先権主張は意匠法第35条(1)及び(2)の要件に適合しないと認める場合、出願に優先権証明書が付されていないと認める場合及び/又は所定の優先権手数料が支払われなかったと認める場合は、同審査官は、出願人にその旨を告げ、(3)にいう期間内に瑕疵を補正するよう出願人に促す。

(7) 出願人が優先権主張拒絶の根拠に同意する場合は、方式審査官は、出願日現在で優先権

を設定する。出願人が根拠もなく優先権主張を維持する場合，所定期間内に応えない場合又は優先権証明書を提出せず，かつ，意匠法第 35 条(2)5.にいう期間内に手数料を支払わない場合は，方式審査官は，手続停止の決定を行う。

(8) すべての所要出願書類が提出された場合は，ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の現行版(operative version)に従って類を特定し，出願を实体審査のために工業意匠部に付託する。

第 11 条

(1) 实体審査官は，国際分類の現行版に基づいて各類を検査する。必要な場合は類を修正し，出願人にその旨を通知する。实体審査官は，副類まで分類を行う。

(2) 優先権が主張されている場合は，实体審査官は，先の出願において開示された意匠が出願した意匠と一致するか否かについて検査する。一致が証明されない場合は，出願人は，優先権主張に根拠がない旨を通知され，これに应答するために 3 月の猶予を与えられる。

(3) 出願人が優先権主張拒絶の根拠に同意する場合は，实体審査官は，出願日現在で優先権を設定する。出願人が根拠もなく優先権主張を維持する場合又は所定期間内に应答しない場合は，实体審査官は，手続停止の決定を行う。

(4) ブルガリア共和国内での出願について優先権が主張される場合(「国内優先権」)であってこの主張が認められるときは，先の出願の手続停止の決定を行う。

(5) 国内優先権が先の出願の部分にかかるものである場合は，優先権が主張されている部分を除いて当該出願にかかる手続を継続する。出願人に対し，先の出願について追加的な表示を提出するよう求めることができる。表示は，出願意匠の範囲を超えてはならない。

第 2 節 实体審査

第 12 条

实体審査は，工業意匠部における出願受領後 1 年以内に行い，かつ，次の手順を踏む。

1. 出願意匠が意匠法第 3 条の要件を満たすか否かについての判定
2. 出願意匠が保護から除外されるか否かについての判定
3. 意匠が意匠法第 37 条(1)3.，4.，5.に基づいて新規性があるか否か，かつ，ある意匠との同一性がないか否かについての調査及び判定
4. 1.，2.及び3.に基づく結果分析
5. 意匠の登録又は登録拒絶の決定

第 13 条

(1) 实体審査官は，出願書類を検討し，出願が製品若しくは製品の一部の外観に関するものか又は製品若しくは製品の一部の外観に用いられる要素(装飾)の特性に関するものかについて判定する。实体審査官は，意匠法第 3 条(1)に即して出願意匠の特徴を決定する。

(2) 实体審査官は，意匠の特徴が基本的な幾何学的図形のみ(たとえば，正方形，立方体，球体等)に関するものか又は色彩に関するものかを確定する。

(3) 意匠が適用される又は組み入れられる製品が工業製品であるか又は手工芸品であるか，すなわち，反復して再生産することが可能なものであるか否かについても判定を行う。反復再生産製品は，保護を求めている意匠のすべての特徴を備えていなければならない。

第 14 条

実体審査官は、出願意匠が次のようなものであるか否かについて判定を行う。

1. コンピュータ・プログラムに関するもの
2. 意匠法第 11 条(2)に基づく除外の対象となるもの

第 15 条

(1) 実体審査官は、意匠法第 12 条(2)にいう意味において同一の意匠であって出願日又は優先日(何れか該当する日)の前に国内経路又は国際経路を通じてブルガリア共和国において登録されたものがあるか否かを登録意匠ファイルにより調査を行う。

(2) 実体審査官は、また、意匠法第 12 条(2)にいう意味において同一のその他の意匠であって先の出願日又は優先日(何れか該当する日)を付した国内出願又は国際出願の主題であるものがあるか否かを国内経路又は国際経路を通じて提出された出願のファイルにより調査を行う。

(3) 出願人が提出した意匠表示に基づく(1)及び(2)にいう調査は、国際分類に基づくそれぞれの類について行う。

(4) (2)にいう調査の結果発見された同一意匠の出願は、その中で開示される意匠がその後登録されている場合には、考慮に入れる。

第 16 条

(1) 調査結果分析は、次に基づく。

1. 表示に基づく出願意匠と調査の結果発見された最も類似する登録意匠との間の比較
2. 出願意匠が第 13 条及び第 14 条の要件に適合するか否かについての判定

(2) 特徴が些細な点で相違のみであり、意匠の総体的な認識には影響を及ぼさないという事実に基づき、出願意匠と登録意匠とが同一であることが確定された場合は、出願意匠は新規性がなく、登録し得ないとの結論を出す。

(3) 出願意匠が第 13 条及び第 14 条の要件を満たさないことが判明した場合は、当該意匠は法律の意味での意匠ではないとの結論を下す。

第 3 節 決定

第 17 条

(1) 調査結果分析の結果、実体審査官が意匠(複数出願の場合は複数の意匠)が第 13 条、第 14 条及び第 15 条の要件を満たし、登録が可能であると認める場合は、同審査官は、出願人にその旨を通知するとともに、登録手数料、登録証交付手数料及び公告手数料を支払うために 1 月の猶予を与える。この期間は延長できない。所定の手数料が支払われ次第、当該意匠を登録し、国家意匠登録簿(以下「国家登録簿」という。)に記録する決定を行う。

(2) 出願の際に(1)にいう手数料が支払われた場合は、実体審査官は、出願人に事前に通知することなく登録を実施し、国家登録簿に意匠を記録する決定を行う。

(3) 登録手数料、登録証交付手数料及び公告手数料が(1)にいう 1 月の期間内に支払われなかった場合は、出願は、取り下げられるものとみなす。

第 18 条

(1) 調査結果分析により、意匠又は複数出願の場合における意匠のあるものが第 13 条、第 14 条及び第 15 条の要件に適合しないことが判明した場合は、実体審査官は、出願人にその瑕疵について通知して、反論するために 3 月の猶予を与える。通知には、登録実行の拒絶にかかるすべての理由を記載しなければならない。

(2) 出願人が所定期間内に応答しない場合、出願を登録可能な意匠に限定しない場合又は出願人の反論に根拠がないと認められる場合は、実体審査官は、登録拒絶の決定を行う。この決定は、(1)にいう期間の満了後 1 月以内に行わなければならない。

(3) 出願人の反論が正当であると認められる場合又は出願人がその複数出願を登録可能な意匠に限定する場合は、第 17 条にいう措置をとる。

第 4 節 取下、限定及び変更

第 19 条

(1) 出願人は、意匠出願に関して決定が行われるまでは、出願取下請求書を提出することができる。この場合、出願はなかったものとみなされる。

(2) 複数出願は、取下が一部の意匠のみにかかわる場合は、限定することができる。

(3) 次の場合は、出願を取り下げ又は限定することができる。

1. 取下について如何なる追加条件も付されていない明確かつ明白な請求書があり、すべての出願人又は意匠法第 16 条(1)の要件に基づいてすべての出願人により委任された者により署名されている場合

2. 正式の譲渡書類が受領されていない場合又はかかる書類が受領されているが請求書が譲受人若しくはその代理人により署名されている場合

3. 裁判所又は出願権に関する紛争の第三者による通知がない場合

(4) (3)にいう条件が満たされている場合、

1. 出願が取り下げられるときは、審査官は手続停止の決定を行い、出願はなかったものとみなす。

2. 出願が限定されるときは、出願人にその旨を通知し、必要な場合は、新たな表示を提出するよう促す。

(5) (3)にいう条件が満たされていない場合は、これを満たすよう出願人に促す。出願人がこれに応答せず又は当該条件を満たさない場合は、出願手続を継続し、出願人にその旨をしかるべく通知する。

第 20 条

(1) 次にについて変更又は補正を施すことができる。

1. 出願人の名称及び / 又は住所

2. 出願意匠に影響を及ぼさない明白な誤り

(2) (1)により変更又は補正を行うためには、出願人は、所定の手数料を支払ったことを証明する書類を添付した特別の請求書を提出しなければならない。

第4章 工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定に基づく意匠の出願及び登録

第21条

特許庁は、ブルガリアを指定する国際出願の実体について、第12条から第16条までの規定に基づいて審査を行う。

第22条

(1) ブルガリアが最初の出願国である国際出願は、本人又は代理人が国際事務局に直接又は特許庁を通じて提出しなければならない。

(2) 国際出願は、英語又はフランス語で写2通により提出するものとし、内1通は、国際事務局の標準様式を用いた原本でなければならない。

(3) 出願人は、意匠の表示又は意匠が組み入れられ若しくは適用される製品の表示に加えて、ヘーグ協定第5条(3)(b)の要件を満たす意匠の標本又はひな形を提出することができる。

(4) 出願には、特許庁の手数料表に基づく所定の手数料を支払ったことを証明する書類及び世界的財産機関に支払うべき手数料を支払ったことを証明する書類を添付するものとする。

(5) 出願人が(4)に基づいて手数料を支払わない場合は、1月の期間内に支払うよう促す。所定期間内に支払わない場合は、資料を出願人に戻す。

(6) 国際出願の瑕疵について特許庁が国際事務局から通知された場合は、同庁はこれに相応する通知を出願人に対して行い、かつ、瑕疵を補正するために1月の猶予を出願人に与える。所定期間内に瑕疵を補正しない場合は、出願は、ヘーグ協定の意味において放棄されるものとみなす。

補則

1節

本規則の適用上、

1. 「物品」とは、工業的又は手工芸的方法により製造され、かつ、人のニーズを満たすことを目的とする個々の生産及び商業単位をいう。

2. 「複合物品の一部」とは、当該物品に組み立てることを目的とし、かつ、別個に商業的換金(independent commercial realization)が可能な構造単位(たとえば、自動車のハンドル及びヘッドライト、自転車のペダル、ピンの蓋等)をいう。

3. 「組物」とは、外観意匠の一様の造形(figurative)又は様式(stylistic)原則に基づく構造的に別個の物品であって同一の目的を意図したもの(たとえば、正餐用食器一式、児童用ゲーム、家具一組等)をいう。

4. 「構成物品」とは、外観意匠の共通原則に基づく物品の様式上の組合せ(たとえば、台所、食堂車等のインテリアデザイン及び調度)をいう。

5. 「包装」とは、他の物品を包装し及び/又は輸送するのに用いる物品をいう。

6. 「図示表象」とは、物体、考え、イメージ等を示し又は認識するのに用いる様式化された標識をいう。

7. 「印刷字体」とは、特別の態様で書かれた文字、数字及び標識の構成をいう。

2 節

物品，複合物品の一部，組物又は構成物品には次のような場合がある。

1. 立体的(三次元)である場合。たとえば，自動車，機械，電話機，詰め物
2. 装飾的(二次元)である場合。たとえば，織物，テーブルクロス，壁紙等
3. 立体的・装飾的(三次元及び二次元の組合せ)である場合。たとえば，装飾があるライナーの皿(liner plates)，図の表示がある包装箱等

経過規定及び最終規定

3 節

意匠法の施行日に係属中であった工業意匠出願の審査は，本規則に規定する手続に基づいて行う。

4 節

本規則は，意匠法の経過規定及び最終規定の 12 節に基づいて発布する。

5 節

本規則の施行は，特許庁長官に委ねる。